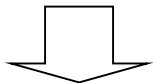


福岡県に主たる事務所がある法人に寄附をされた方



寄附金は次のどれに該当しますか？

①指定寄附金
(国立大学法人、
公立大学法人、
共同募金会等
に対する寄附金)

②～⑥への寄附金
②独立行政法人
③公益社団法人
公益財団法人
④社会福祉法人
⑤更生保護法人
⑥認定NPO法人
特例認定NPO法人

⑦地方独立行政
法人への寄附金

法人の設立団体が
発行した特定公益増
進法人である旨の
証明書の交付を
受けていますか？

YES

NO

⑧学校法人への寄附金

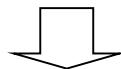
所轄庁が発行した
特定公益増進法人
である旨の証明書
の交付を受けて
いますか？

YES

NO

控除対象寄附金に該当します

認定公益信託の信託
財産とするための支出
をされた方



福岡県知事又は福岡県
教育委員会の所管に
属する公益信託ですか？

YES

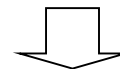
NO

受託者から認定に
かかる書類の写しの
交付を受けていま
すか？

YES

NO

福岡県外に主たる事務所があり、
福岡県内に従たる事務所がある
法人に寄附をされた方



県が規則で個別指定した寄付金に
該当しますか？
HP「規則で定める控除対象寄附金」
の「個別指定を受けた法人又は団体
一覧」でご確認ください。

YES

NO

控除対象寄附金
に該当しません

* 所得税で寄附金控除の対象となる寄附金に限ります。

また証明書類については、所轄庁等から証明を受けているかどうかを、寄附をされた法人にご確認ください。